

総務大臣

林 芳正 様

「ふるさと納税制度」に関する要望について

ふるさと納税制度は、「納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること」「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」「自治体がそれぞれの魅力発信を強化するため、地域のあり方を改めて考えるきっかけにつながることを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度である。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販になっている。現状、自治体の多くは、過熱する一方の返礼品競争に巻き込まれ、地域のあり方を改めて考える暇もなく、より多くの寄附を集めるパイの奪い合いに注力せざるを得ない状況となっている。

また、人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、自治体間での寄附受入額の格差が顕著となっているほか、寄附先の自治体において、仲介サイト委託料など多額の経費が生じており、令和6年度の寄附受入額1兆2,728億円に対し、自治体が活用できる額は、6,826億円程度と、寄附受入額の5割程度にとどまっている。

さらに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障するための地方交付税を用いた減収額の一部補填は地方交付税全体の財源を圧迫しており、ふるさと納税制度は、我が国全体の行政サービスとして使われるべき財源を縮小させる制度に他ならず、制度の意義や目的から大きくかけ離れたものとなっている。

その他にも、高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みなど、解消すべき問題は山積している。

そもそも寄附とは本来、経済的な見返りを求めないものであり、その趣旨に立ち返るべきである。

本制度は、自らが居住する自治体から行政サービスの提供を受けるために必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という地方税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊していると言っても過言ではない。

このため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、下記事項について直ちに見直すことを強く求める。

記

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に定額の上限を設けること。
- 2 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「100分の50」から縮小を図ること。特に返礼品経費の上限については、「100分の30」から更なる縮小を図ること。
- 3 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を地方自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

令和7年12月4日

東京都知事 小池 百合子

特別区長会会長 吉住 健一

東京都市長会会長 加藤 育男

東京都町村会会長 師岡 伸公